

# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

余市町では、以下の方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの接種費用を一部助成いたします。  
対象者や接種期間など、詳細につきましては以下をご確認ください。

## --対象者--

**接種日現在**、余市町に住民登録のある以下①または②の方

①**65** 歳以上の方

②**60** 歳 ～ **64** 歳のうち**心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能**のいずれかの障がいにより、**身体障害者手帳 1 級**をお持ちの方

## --接種費用--

**3, 0 0 0** 円 （生活保護世帯の方は**無料**です）

■接種回数 **1 回**

■接種期間 **令和6年10月7日 ～ 令和7年3月31日**

※ただし日曜、祝日、その他医療機関の休診日は除きます。

- ・接種期間以外に接種を受ける場合、裏面の医療機関以外で接種を受ける場合は**全額自己負担**となりますのでご注意ください。
- ・長期入院などの理由で裏面の医療機関での接種が困難な場合は、**必ず接種前**にお問い合わせください。
- ・接種の際は**健康保険証**や**マイナンバーカード**など、**年齢・本人確認**ができるものをお持ちください。

ご不明な点などありましたら、余市町民生部子育て・健康推進課（☎：21-2122（課直通））までお問い合わせください。

裏面もご確認ください👉👉👉

## ■接種医療機関

医療機関によってワクチンの在庫状況や予約が必要な場合がありますので、接種の際はあらかじめ医療機関へ確認・予約のうえ接種してください。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
余市協会病院	23-3126	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533
小嶋内科	22-2245	よいち整形外科クリニック	48-5000
中島内科	22-3866	森内科胃腸科医院（仁木町）	32-3455
田中内科医院	22-6125	積丹町立国民健康保険診療所（積丹町）	44-2175
わたなべ内科医院	22-3989	海のまちクリニック（古平町）	42-2135
勝田内科皮フ科クリニック	22-3843		

--- 予防接種を受ける前に、以下の注意事項をよく読んで理解しましょう！ ---

### (1) 一般注意事項

- ① 予防接種は体調のよいときに受けましょう。接種後24時間は副反応（健康状態の変化）に注意し、接種局所の異常反応や体調が悪くなった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。診察を受けた場合は、役場の担当課までご連絡ください。
- ② 気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当医師や看護師に質問しましょう。そして、十分に納得してから接種を受けるようにしましょう。

### (2) 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱(37.5度以上)がある人。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人。  
※ 急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は接種を見合わせるのが原則です。
- ③ ワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシー（※）を起こしたことがある人。  
（※）アナフィラキシーとは・・・通常接種後約30分以内に起きるひどいアレルギー反応のことです。  
発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ その他、上記①～③に当てはまらなくても、医師が接種不相当と判断した人。

### (3) 予防接種を受ける際、医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 基礎疾患を有する人（心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等）。
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人。
- ③ 今までに免疫不全の診断がされている人、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人。
- ④ 接種液の成分に対して、アレルギーがあるとされたことがある人。
- ⑤ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害を有する人。

### (4) 予防接種による健康被害救済制度について

- ① 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。  
ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前、あるいは後に紛れ込んだ感染症等）によるものなのかの因果関係を、予防接種、感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ② 任意の予防接種（予防接種の接種期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種）によって健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。